

(別添2)

資料4

広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する
検討結果（案）

令和4年2月

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果

(はじめに)

- 本検討結果は、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に関する答申書の別添2です。
- 本検討結果は、諮問のあった「町が目指すべき公民館のあり方及び建替に関する」方向性を示したものであり、この内容を踏まえて建替が推進されることが望まれますが、立地場所、施設設計に制約を加えるものではありません。立地場所、施設設計（基本及び実施）に関しては、適切な機関により決定、実施されていくことが期待されるものです。
- 中央公民館の運営、公民館で展開される町民の生涯学習活動・文化芸術活動（公民館のソフト事業）については、別添1『広陵町文化芸術推進基本計画（仮称）（案）』に記載しています。本書と併せて活動の展開を図られるよう希望します。

*以下「公民館」とあるのは「中央公民館」のことです。

1. 公民館の基本方向について

これからの公民館は、自分らしく生きるために学び活動する場であると同時に、公共を担う市民を育成するための場（民主主義の学校）でもあり、地域社会のプラットフォームとして、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校、福祉関係施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、文化芸術活動を推進したり、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点です。

学びからネットワーク形成へと展開し、学習の成果を社会及び活動に参加しない（できない）人たちに還元することで「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に取り組む場、みんなの「学習権」をみんなで支え合うための連携拠点ともなるものです。

この意味からも、公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、実施していく責務があります。

最も大切なことは、この施設で町民が何をするのか、何ができるのかです。公民館及び文化芸術振興に加え、広陵町自治基本条例(令和3年5月広陵町条例第1号)の理念に基づいた活動を展開するために必要な施設として整備することが求められます。

また、今後の施設の整備はもちろん、管理・運営・維持に当たっては、町民の参加・参画・協働を視野に入れて進めていく必要があります。さらに、適正な利用料負担についても議論していく必要もあります。

こうしたことを踏まえ、公民館の基本的方向を次のように示します。

*ここでいう「市民」とは、地方自治体としての市の住民という意味ではなく、概念的に公共的なことを進んで担おうとする自立した個人を意味します。

(1) これからの公民館（生涯学習・文化芸術活動）のあり方

- 1) 個人的学習だけではなく、集団的自律的学習の機会と場を保障します。
- 2) 誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する公民館を**目指します**。
- 3) ネットワークを広げ、「社会包摂」を進めます（公民館を利用しない（できない）町民にも開かれている公民館を**目指します**。）。
- 4) 公民館は、地域共生社会のプラットフォームを**目指します**。

(2) 求められる公民館像 ～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～

- 1) 誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての公民館（自発的に学び活動する人の輪を広げる。）。
- 2) まちづくりや地域コミュニティの活性化に役立つ公民館。
- 3) 学習や活動の成果が地域社会に還元され、社会包摂に寄与する公民館。
- 4) 文化権及び学習権を相互に保障し合うための連携拠点並びに参画・協働の場としての公民館

2. 複合化と多機能化について

公民館は、多機能を備えた複合施設であるべきという基本的な合意がなされました。

(1) 複合化

歴史資料館機能を併設します。ただし、公民館の中に平成28年3月29日付け広陵町立歴史資料館整備検討委員会答申「広陵町立歴史資料館のあり方等について（答申）」（以下「歴史資料館答申」という。）の施設の構成にある歴史資料館を併合させるのではなく、公民館内の一室を資料展示できるものにします。また、収蔵庫については、別途検討するものとします。

(2) 多機能化

公民館に盛り込む機能としては、防災拠点及び子育て支援機能とします。

防災拠点としては、**一定の防災資機材及び備蓄物資の配置を行い、指定避難所として機能するよう設計段階で配慮することとします**。また、設計に当たっては、特に構造上の強度を保つようにしなければなりませんし、床高を浸水から守るよう、さらに電源設備等は上階に設置するなどの配慮が必要です。

また、公民館を設置する場所によっては、機能・構造面の変動要素があるため、設計に当たっては防災部局との綿密な調整が必要です。

子育て支援機能としては、基本的には子どもが遊べるキッズコーナーあるいはキッズルームを設けるだけでなく、利用者相互にあるいはボランティアが子どもを見ることができるようにします。また、子どもや青少年の居場所となる場所と位置付け、人員（専従職員）を配置するものではなく、ボランティアや利用団体の相互の参画により対応することが考えられます。そのため、清潔で安全かつ使いやすい空間が維持されている必要があります。また、公民館施設全体が子どもにも動きやすく機能的であるとともに、みんなで（社会で）子育てをするという環境を整備していくことは、公民館のみならず行政全体の役割です。

そして、さまざまな人や団体が交流するコミュニティの場としてだけでなく、参画・協働のまちづくりの場としての機能も期待されます。

3. 公民館に求められる機能について

公民館に求められる機能は、次のように整理されます。これらの機能を発揮できる施設・設備が求められます。

公民館の「機能」とは、公民館という施設を使って、生活を豊かにし、社会に役立つ活動を行うという新しい価値を創造することです。

機能	
学習(個人的学習及び集团的学習)	教室、講座
文化芸術活動(サークル活動)	学習、練習、稽古、発表
交流(広場)	プラットフォーム、たまり場、居場所、自由空間 子どもから高齢者まで出会いの場
情報 コミュニケーション	生涯学習(教室、講座他) 文化芸術(練習・発表、募集、活動状況等) まちづくり情報(活動、イベント) 行政情報(政策の周知等)
作業(ワークショップ)	印刷、コピー、パソコン、プリント等
展示(ギャラリー)	展示コーナー、壁面等の活用
調理	料理・栄養教室、炊き出し等
工芸作業	創作活動
ガーデニング	外構の整備、緑化、清掃等

4. 多様な機能を生かせる施設・設備について

公民館は、生涯学習活動、自主的な文化芸術活動を活発に行うために必要な施設であり、「社会的課題に取り組む拠点とする。」というコンセプトを明確にしつつ、使いやすく機能的な施設・設備を整えることとします。

(1) コンセプト（施設設置意義）

- 施設（設備及び部屋等）のあり方について幅広く町民ニーズを探るとともに、生涯学習活動及び文化芸術活動を推進する町民（サークル）に対して活動の公共性・公益性について提起するものであること。
- 広く町民（これまで利用してきた人、あまり公民館を利用しない（できない）人）に利用される、役に立つ施設であること。
- 誰もが、個人的自己実現及び集団的自己実現が可能になる場所であること。
- さまざまな活動を誘発する（してみたいくなる）創造的な場であること。
- さまざまな課題を抱えた人の居場所や相談場所であること。
- ユニバーサルデザインに基づいたバリアフリーな空間であること。
- 町内の他の公共施設で代替可能なもの（部屋等）は、可能な限りそれらの施設の活用すること。

(2) 施設・設備のイメージ

それぞれの内容を規定するものではなく、求められる機能に応じた施設・設備のイメージや方向性を示したものです。設計に当たっては、全体の規模や設備のバランスを考慮の上、機能を最大限引き出すことが求められます。

1) エントランス

- 広場機能を備えた、明るく、入りやすく、風通しがよく、居心地のよい空間とします。
- フリースペースとしても利用可能なものとします。

2) 会議室（講座室、集会室、学習室）

- 集会、会議等多目的に使える場（生涯学習における教室、講座等も含む。）とします。
- 複数設けることが望ましく、パーティションで分割が可能な室とします。
- インターネット、Wi-Fi 等によるネットワーク環境が整備されていることとします。

3) 音楽室（練習室）

- 防音設備を整えた部屋とします。
- 使い手が運営のルールをつくることも考えられます。

4) 調理実習室

- 料理教室機能
- 子ども食堂や配食サービス用調理機能
- 災害時の炊き出し拠点機能

5) 展示、ギャラリー

- ロビー、会議室や廊下に展示用のピクチャーレールを設置して柔軟な会場設定ができるようにします。

6) カフェコーナー

- ボランティア的団体による運営やチャレンジショップ的位置付けとします。
- 待ち合わせ場所、交流や居場所としての機能

7) その他

- ビジネス支援機能は、グリーンパレスの「コワーキングスペース」をはじめとする各施設の会議室等が活用できます。
- 青少年をはじめ、多くの人が気軽に集えるようにします。
- 図書コーナーは、町立図書館を利用します。
- 芝生広場を備えることまでは想定しませんが、建物の周囲をグリーンガーデンとし、住民参加による手入れを行います。

8) 事務所（公民館事務局、生涯学習担当部門）

- 事務所には、公民館事務局及び生涯学習担当部門を置き、施設の管理運用だけでなく、総合的な生涯学習推進と文化芸術振興の企画実施の中核となる必要があります。
- 生涯学習、文化芸術に係る情報だけでなく、地域のまちづくり情報も集約・発信する機能を持たせることが望まれます。

（3）施設規模

- 施設規模は、敷地面積等に大きく依存しますが、現公民館の規模（かぐや姫ホールを含めて）を上回ることはない範囲で適切に設定されることが望まれます。

5. 附属ホールについて

劇場法準拠のホールではなく、公民館に附属する、町民の集会はもとより、生涯学習活動・文化芸術活動の発表、練習の場となるような施設とします。

枠組み概要は次のとおりとします。

- 300人規模の、固定席、オープンステージ方式（アリーナ型）とします。
- 音楽、演劇、舞踊、集会等に利用できる多目的ホールとします。
- 最後部に親子鑑賞室を設けます。
- 楽屋を1室（10～15人規模）確保し、パーティションで2室（各室5～7人規模）に分けることのできる構造とします。
 多人数の場合は、公民館集会室を利用します。
- 音響、照明は、可能であればボランティアが関わりやすいよう工夫を行います。
- ホワイエは、人の流れを考慮するとともに、公民館エントランスを活用します。

表 ホールの形態の比較検討（メリット及びデメリット）

ホールの形態	メリット	デメリット	備考
平土間型ホール 4億2,720万円 (60万円×712㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・フラットな床面となるため、コンサート、演劇、舞踊、会議や展示、ワークショップ、会合等の多様な用途に使える。 ・一時的な避難場所としても利用可能 ・清掃、保守が楽 ・建設費が比較的低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子や机の配置に手間がかかる。収納場所も必要。 ・固定席でないので雑音が出やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緞帳なし

<p>平土間& 可動席ホール 5億6,960万円 (80万円×712㎡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・階段席、平土間の両方の形態を設定できるので、さまざまな演目、用途に対応しやすい。 ・一時的な避難場所としても利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の引き出し時に時間がかかる。 ・歩行時にゆれ、雑音が発生する。 ・ホールのデザインに制約がかかる。 ・舞台との一体感に欠ける場合がある。 ・機械設備の設置費用、操作経費（電気代、要員等）、保守経費がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緞帳なし
<p>固定席ホール (プロセニウム型) 7億1,200万円 (100万円×712㎡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的なホール形態である。 ・演劇に適している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台と客席が分離され一体感に乏しい。 ・建設費が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緞帳あり
<p>固定席ホール (アリーナ型) 4億2,720万円 (60万円×712㎡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台と客席の一体感を演出できる。 ・音楽に適している。 ・緞帳等を省略する分設備費用を削減できる。 ・利用者のアイデアで、空間を自由に構成することができる。 ・建設費が比較的低い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・緞帳なし

注

- ・設置費用は、床面積712㎡にそれぞれの単価をかけた値である（ホール部分のみの新築コストであって、外構、設計費用は含まない。また、ホール設備での変動要素がある。）。
- ・ホール建設単価は、長崎県庁跡地活用整備可能性予備調査資料を参考とした。

6. 公民館の運営の形態について

上記機能を発揮するためには、町民（利用者等）が運営の担い手になることが期待され、町民が自主的・主体的に運営や事業に参画・協働できる仕組みを導入する必要があります。公民館の運営に当たって必要な事項を以下に示します。

運営（組織）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務 ■ 推進基本計画の遂行、評価 ■ 生涯学習、文化芸術振興に関する企画・実施 ■ 上記コーディネーターとしての役割 ■ 地域のまちづくり情報の集約、発信
公民館運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活性化する。
運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協議会を設置し、管理運営、事業企画、ホール運営、地域連携、子育て支援等に関する部会を設ける。 ■ 部会は原則としてボランティアで構成するが、一部は有償とする（実作業を伴うもの等）。 ■ 全体の管理、進行は事務局が当たる。
広報・情報、メディア	<ul style="list-style-type: none"> ■ チラシ、広報紙、HP、SNS等の活用
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の企画・実施を支援し、学校、福祉施設や地域等との連携を図り、アウトリーチ活動をコーディネートする。

7. 立地場所について

公民館の立地場所としては、町民誰もが使いやすい場所とし、長期的なライフサイクルコストを勘案して、さらに検討します。

現在考えられる立地場所候補は、①現中央公民館の場所、②クリーンセンター跡地、③竹取公園周辺（図書館前又は駐車場付近）、④その他、であり、それぞれのメリット、デメリット、各種条件等を比較考量の必要があります。

次の表に、その比較を示します。

表 適地案として考えられる候補地のメリット及びデメリット

候補地	メリット	デメリット
現中央公民館の場所	・町域の中央部に位置（人口集中地区に隣接）し、道路、公共交通アクセスが良い。	・ホールや施設の規模から、用地の取得による駐車場の整備が必要となる。 ・浸水想定地域（最大 3m）

	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の場所として、既に認知されている。 ・中央体育館に隣接しており、一体的な運用や管理ができる。 ・広陵中学校の利用も見込める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時震度想定が大きい(震度6強)。
クリーンセンター跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・道路アクセスが良い。 ・広い敷地を確保でき、追加取得の必要がない。 ・クリーンセンター協定書に沿う施設・要望のある垂直避難施設になり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定地域(最大3m) ・敷地東西に河川(葛城川・土庫川)。 ・地震時震度想定が大きい(震度6強)。 ・ごみ中継施設との動線に注意を要する。 ・遺跡(古寺タムロ遺跡) 現建物のない場所は、発掘調査が必要となる。 ・夜間人通り等が少なく、防犯上の注意を要する。
竹取公園周辺(図書館前)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館との一体的利用や公園による集客が可能。 ・文教施設をまとめた魅力発信拠点化。 ・人口集中地区に接する。 ・道路、公共交通アクセスが良い。 ・子育て支援機能を加えやすい(図書館近接)。 ・地震や水害のリスクが比較的低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールや施設規模から、駐車場確保に問題がある(隣接地確保困難か)。 ・敷地面積が限られる(周囲に拡張できない)。 ・夜間人通り等が少なく、防犯上の注意を要する。
竹取公園周辺(駐車場付近)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園による集客が望める。 ・巢山古墳の展望施設にできる。 ・人口集中地域に接する。 ・道路、公共交通アクセスが良い。 ・子育て支援機能を加えやすい(公園近接)。 ・地震や水害のリスクが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所により土地取得及び造成が必要になる。 ・遺物散布地のため、発掘調査が必要となる。 ・行楽期、公園イベント時の駐車場を考慮する必要がある。

現時点では、メリット、デメリット、その他の条件を比較考量しつつも、適切な候補地を選定することは困難です。適切な機関により決定される事案であると考えます。

8. 資金計画について

単純に現在の公民館(かぐや姫ホールを含む。)を建て替えた場合、建物のみの建設費用で約9億7千万円、ライフサイクルコスト(60年間)で約32億3千万円かかることに鑑み、資金計画としては、町単独財源では建設が困難と考えられるため、国・県・その他の補助金等の活用を検討する必要があります。また、起債した場合の条件等を緻密に検討する必要があります。

いずれにせよ、長期的な財政見通しのもとに、また、民間資金の導入を含めた資金計画を検討する必要がありますが、将来世代へ負担を残さないように、全町民的な同意が必要と考えます。

9. 今後の進め方及び時期について

この答申をした後、町長においてどう進めるかの判断がなされることとなりますが、建替に向けて進むとした場合には、具体的な公民館再整備事業（公民館本体だけでなく周辺整備も含めて考えることになるため“再整備”とすることにします。）について検討し、方策を提案する適切な機関の設置が必要になると考えられます。その委員会の所掌としては、

- 再整備する場所の選定と周辺を含めた整備方針の決定
- 新公民館（ホールを含む。）の規模及び施設・設備等のスペックの決定
- 上記に基づき、周辺部を含めた再整備の設計（基本設計、実施設計）

等が考えられますが、これ以外に別途運営に関する方針及びルールを検討を町民の参画により決めていく必要があります。

また、時期については、財政状況を踏まえ適切な時期の判断が行われると考えられますが、生涯学習及び文化芸術振興の理念に基づき町民の参加・参画・協働が進むようなるべく早い時期となることが望まれます。

10. ソフト面について

公民館の運営、公民館で展開される町民の生涯学習活動・文化芸術活動（公民館のソフト事業）については、冒頭に述べたように『広陵町文化芸術推進基本計画』に記載しています。

ここでは、公民館のソフト面（運用面）についてのポイントを記載することとします。

（1）これからの生涯学習活動、文化芸術活動のあり方について

生涯学習の核である公民館は、地域社会のプラットフォームであり、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点となります。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献していく必要があります。

学びからネットワーク形成に、学習の成果が社会に「役立つ」流れをつくる、活動の成果を活動に参加しない（できない）人たちに役立て還元する、生涯学習の推

進によって「社会包摂」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための連携拠点ともなるものです。

- 生涯学習及び文化芸術推進のビジョンをより明確にします。
- 広く門戸を開き、町民の誰もが集える「プラットフォーム」とします。
- 町民及び町職員が生涯学習及び文化芸術の理念を学習する機会を設けます。
- 生涯学習や文化芸術にアクセスできない人へのアウトリーチ活動を展開します。

(2) 公民館における生涯学習活動、文化芸術活動（団体、個人）をさらに活性化するため「しくみ」・「しかけ」をつくりあげる

これまで公民館を利用できなかった町民を呼び込み、新しい参加者が増え（若者、女性、障がい者、介護者、新たに広陵町に住み始めた人等）、新たな活動（団体）が生まれることを期待し、支援体制を整える必要があります。また、これまで充実した活動を展開してきた育成クラブ等の潜在能力をさらに高めるために、互いに切磋琢磨できるような環境を整える必要があります。さらに、活動への参加の入り口を低くするため体験型イベントの開催を進めます。

これらの事業展開は、公民館事務局のみが先導するのではなく、むしろ町民（育成クラブをはじめとする団体や町民）の自主的な取組が期待されます。

- これまで公民館を核に活動してきた団体・個人の文化芸術活動がステップアップできるよう、公民館が支援するとともに、自らが活動内容を情報発信するなど、自主的・自立的な活動を志向する必要があります。
- 町は、公益的な生涯学習活動や文化芸術活動に対して公募型の支援を行うことが望まれます。
- 地域課題に取り組む学び（教室・講座、登録団体やサークル等）が生まれるよう支援します。

(3) 広陵町において文化芸術関連の人材が育つ、人材を育てる、見つけ出すために、新たな公民館には何ができるかを問い続ける

文化芸術分野に限らず、幅広いまちづくり人材が育つ仕組みをつくる必要があります。文化芸術分野においても、学び、享受し、創造し、活動を支える企画運営（マネジメント）する人材を育成する必要があります。

そのため、0歳児からの子どもたち、若者をはじめとして文化芸術に触れ、主体として携われる機会を提供しつつ、自発的、自立的に活動できる場と機会を整える必要があります。

- 生涯学習、文化芸術活動をプロデュースする人材を育成します。
- 文化芸術を広く（必要とする）町民に届けるためのアウトリーチ活動を推進します。
- 文化芸術推進に関する条例等の制度的インフラの充実・活性化に務めます。

（４）施設利用のルールを改める

公民館が「プラットフォーム」や「社会的なきずなをつくる場」であるためには、公平・公正かつ正当なルールをみんなで決める必要があります。今までのルールを踏襲するのではなく、公民館を使う人、使わない人、使えない人をはじめ、町民みんなが納得するルールとすることが大切です。

- 受益者負担を原則とします。
- 既存の利用料金、減免制度、予約方式等現在のルールを見直し、町民の参画で改めます。